

当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カリーノ下通
 熊本県熊本市安政町1番2号
- 2 変更しようとする事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前5時
- 3 変更する年月日
 平成16年9月2日
- 4 届出年月日
 平成16年9月1日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成16年9月29日から平成17年1月29日まで

熊本県公告第774号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成16年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1322号	魚かす粉末	魚かす粉末1号	窒素全量 : 6.5 りん酸全量 : 7.0	該当なし。	清水正廣 熊本県牛深市牛深町3338番地1	平成16年7月24日

熊本県公告第775号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成16年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1375号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 : 4.5 りん酸全量 : 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本畜産流通センター 熊本県菊池郡七城町大字林原9番地	平成16年9月9日

熊本県公告第776号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成16年9月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
 平成16年10月13日 午後2時
- 2 聴聞の場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- 3 被聴聞者
 商号 有限会社共伸不動産
 代表者氏名 取締役 鈴木 清之
 事務所所在地 熊本県本渡市志柿町6635番地4
 免許証番号 熊本県知事(3)第3721号
 免許年月日 平成14年9月22日

熊本県公告第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年9月29日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字御代志字沖野1818番9及び同1818番11
462.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市大字隈府1022番地2
木村 結子

訓 令**熊本県教育委員会訓令第7号**

本庁各課
各地方機関

熊本県下益城郡中央町及び同郡砥用町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成16年9月29日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県下益城郡中央町及び同郡砥用町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令

平成16年7月9日付け総務省告示第523号に基づき、熊本県下益城郡中央町及び同郡砥用町を廃し、その区域をもって下益城郡美里町を設置する処分の効力が生じる際、現に中央町、砥用町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、町の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって、現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県下益城郡美里町公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

登載依頼**熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会公告第2号**

第3回熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会を次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年9月29日

熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会
委員長 米 沢 和 彦

- 1 開催日時
平成16年10月7日（木）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議題
(1) 基本方針骨子及び素案の検討について
(2) 基本方針の名称について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会事務局（熊本県環境生活部交通安全・青少年課）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7406、7407）

熊本県環境審議会公告第1号

第26回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年9月29日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成16年10月6日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28 - 51
熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
熊本県野生動植物の多様性保全基本方針（案）について
 - (2) 報告事項
 - ① 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に係る排水規制の見直しについて
 - ② 平成16年度第1回温泉部会審議結果について
 - ③ 温泉の表示等に関する実態調査結果について
 - ④ 熊本県環境管理システムにおける環境基本計画関連施策の平成15年度実績について
 - ⑤ 熊本県環境基本計画及び地球温暖化防止行動計画の見直しについて
 - ⑥ 「くまもと環境賞」の選考方法見直しについて
 - ⑦ 産業廃棄物税（仮称）の創設について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7321）

熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則をここに公布する。

平成16年9月29日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請書の様式）

第2条 条例第3条第1項の規則で定める申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称